

平成29年度個人町県民税について

税額の計算

個人町県民税は均等割額と所得割額の合計額です。

均等割

均等割の税額は、所得の多少に関わらず一定の金額となります。

・町民税 3,500円 ・県民税 2,200円

所得割

所得割の税額は、前年の1月1日から12月31日までの所得金額(収入－必要経費)をもとに計算されます。

課税所得金額(所得金額－所得控除額)×税率10%(町民税6%＋県民税4%)－税額控除額＝税額



町県民税が課税されない人

①均等割・所得割とも課税されない人(全部非課税)

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者(既婚者を除く)、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下(給与収入の場合204万4千円未満)の人

②均等割が非課税の人

- ・扶養がいない場合
前年中の合計所得金額が28万以下の人(給与収入の場合、年収93万円以下)
- ・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が28万円×(本人＋配偶者＋扶養親族数)＋17万円以下の人
※分離譲渡所得の場合、特別控除前の金額で計算します。

③所得割が非課税の人

- ・扶養がいない場合
前年中の総所得金額等が35万円以下の人(給与収入の場合、年収100万円以下)
- ・扶養がいる場合
前年中の合計所得金額が35万円×(本人＋配偶者＋扶養親族数)＋32万円以下の人

[Q&A]

Q1. 今年は働いていないのに、なぜ町県民税がかかるのですか。

A1. 前年中(1～12月)の所得に対して課税されるためです。

Q2. 現在は上三川町に住んでいないのに、なぜ上三川町に町県民税を納めるのですか。

A2. 1月1日(賦課期日)現在で住所のある人に対して課税されます。新しい住所地では課税されません。

Q3. 2月に亡くなったのですが、なぜ町県民税がかかるのですか。

A3. 1月1日(賦課期日)現在で住所のある人に対して課税されます。年の途中で死亡された方でも納税義務は消滅せず、その年度の町県民税は相続人に納付していただく必要があります。

全期分の納付書は廃止となりました

全期(全ての期別)分を一度に納める場合でも、期別ごとの納付書をお使いくださるようお願いいたします。

▶ 問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎ 56-9122

国民健康保険税の低所得世帯の軽減措置について

軽減が拡充されました

世帯の所得が少ない場合は、国民健康保険税の均等割額及び平等割額が7割、5割、2割に軽減される措置が適用されていますが、平成29年度から、5割、2割の軽減世帯の基準額が引上げられました。

世帯主とその世帯の被保険者及び特定同一世帯所属者（注）全員の前年の所得の合計金額が、下記以下の場合。（ ）内は旧基準額。	
7割軽減	33万円 以下の世帯
5割軽減	33万円 + 27万円 × 被保険者数 (33万円 + 26万5千円 × 被保険者数)
2割軽減	33万円 + 49万円 × 被保険者数 (33万円 + 48万円 × 被保険者数)

(注)特定同一世帯とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、継続して同一世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主を変更した場合、その世帯員でなくなった場合、後期高齢者医療制度へ移行してから5年が経過した場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎(56)9122

「上三川町個人情報保護条例（改正案）」に関するパブリックコメント（町民意見の募集）の実施

個人情報保護制度を充実・強化するために、「上三川町個人情報保護条例」の改正案をまとめましたので、これを公表し、町民の皆さまからのご意見を広く募集いたします。

寄せられたご意見は、十分に考慮したうえで条例制定の参考とさせていただきますので、皆さまのご意見をお待ちしています。

※なお、個々のご意見等に対しては町の考えを公表しますが、直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

●公表する資料名

「上三川町個人情報保護条例（改正案）」

●資料の閲覧期間 6月12日（月）～7月11日（火）

●資料の閲覧方法

町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、総務課窓口、中央公民館窓口にて閲覧いただけます。

●意見等の提出期間

6月12日（月）～7月11日（火）《必着》

●意見等を提出できる方 町内に居住・通勤・通学する方・本案に関して利害関係を有する方

●意見等の提出方法 意見等提出に係る詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▼問い合わせ先

総務課 自治行政係 ☎(56)9116

超小型電気自動車ニューモビリティコンセプトの運用について

町では、各家庭への訪問等において、狭い道路や狭い駐車場などで便利な超小型電気自動車を6月5日より運用します。県内初めての運用となるこの電気自動車は、超小型な車両となりますが、軽自動車と同様の扱いとなりますので、見かけた際は次の事にご協力よろしくお願いいたします。

・乗用車と同じ扱いとなるため車線中央を走ります。追越しはなさらないでください。

・乗用車と同じ速度で走行します。

・車両が小型なので、車間距離に注意してください。

・見かけた際は暖かく迎えてください。



▼問い合わせ先

総務課 管財係 ☎(56)9114